

東京都立東久留米総合高等学校（全日制課程）いじめ防止基本方針

令和7年4月1日

校 長 決 定

1 いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

したがって、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめ問題に関する教員の指導力向上や組織的な取組み、生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止・問題解決等のための対策を行う。加えて家庭や地域、関係機関と連携して問題解決に努める。

2 学校及び教職員の責務

基本方針1に則り、在籍する生徒の保護者、地域住民並びに関係する機関及び団体との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、在籍生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する。

3 いじめ防止等のための組織

（1）学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

いじめの未然防止及び早期発見、いじめが発生したと考えられる場合、組織的に対処することを目的として当該委員会を設置する。

イ 所掌事項

- ① 未然防止の取組み状況確認
- ② 情報収集と状況把握及び分析
- ③ いじめ報告の認知と対応の決定
- ④ 重大事態への対処
- ⑤ 専門的な知識を有する機関等との連携

ウ 委員構成

委員会は、校長、副校長、生活指導主任、養護教諭、各学年担当およびスクールカウンセラーによって構成する。また校長が必要と認める者を参加させることができる。

（2）学校サポートチーム

いじめ対策委員会を支援する組織として、いじめ発生時に迅速に解決に向けた対応をおこなうため、学校運営連絡協議会委員、警視庁田無警察署スクールサポーター、小平児童相談所、法務局田無出張所等との連携を図る。

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

- ア いじめはどの生徒にも起こりうると想定し、「いじめは許されない」という考えを学校全体に醸成する。
- イ 道徳教育や人権教育の充実を図る。
- ウ 教員研修の年3回実施。
- エ いじめに関する授業や講演会の実施。
- オ 生徒が自主的に行う生徒会活動の推進。

(2) 早期発見のための取組

- ア 生徒に対するいじめアンケートを年3回実施し、学級担任による面談を適宜実施する。
- イ 生徒・保護者に向けて保健室やスクールカウンセラーの利用及び相談窓口の周知等による相談体制の整備を行う。

(3) 早期対応のための取組

- ア 相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認と状況確認を行う。
- イ 事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ウ 被害生徒の心理的ストレス軽減のためにスクールカウンセラーを活用し、被害生徒や保護者のケアを行う。
- エ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめに係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- オ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、所轄警察署等と連携して対処する。

(4) 重大事態への対処

- ア 重大事態が発生した旨を、教育庁西部学校経営支援センター支所に速やかに報告する。
- イ 支援センター支所と協議の上、学校いじめ対策委員会を中心に迅速に対応する。
- ウ 上記委員会による調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

5 学校評価及び基本方針改善のための計画

(1) 学校評価アンケートの実施

(2) 学校評価アンケートの結果を踏まえ、本基本方針を見直す。